

トキめき新潟国体・トキめき新潟大会 宿舎衛生対策指針

平成 20 年 3 月 25 日決定

1 目的

この指針は、「トキめき新潟国体環境衛生対策要項」に基づき、新潟県及び新潟市が実施する宿舎衛生対策について、基本的事項を定め、もって、第 64 回国民体育大会「トキめき新潟国体」、第 9 回全国障害者スポーツ大会「トキめき新潟大会」(以下、「両大会」という。)における宿舎衛生を確保することを目的とする。

2 実施期間

この指針に基づく事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

- (1) 新潟県福祉保健部生活衛生課は、新潟市保健所と連携し、トキめき新潟国体実行委員会(以下、「県実行委員会」という。)等の関係団体の協力の下、効果的に事業を実施する。
- (2) 保健所は、大会に参加する選手、役員等が利用する宿舎について、衛生保持及び事故防止を図るため、必要な監視指導を実施し、県実行委員会、トキめき新潟国体会場地市町村実行委員会、会場地市町村(以下、「実行委員会等」という。)及び関係市町村が実施する宿舎衛生対策に対し、積極的に協力する。

4 旅館業営業施設

(1) 営業宿泊施設の把握

保健所は、「トキめき新潟国体食品衛生対策指針」(以下、「食品指針」という。)に基づき、実行委員会等から提出される「別記様式 2 宿泊計画書」により、大会参加者が利用する宿舎のうち旅館業法第 3 条により許可を受けている施設(以下、「営業施設」という。)を把握する。

(2) 監視・指導の実施

保健所は、営業施設について、原則として大会開催 1 ヶ月前までに、1 回以上監視・指導を行い、営業者に監視結果を通知し、改善状況を確認する。

また、併せてレジオネラ症対策として、入浴施設の衛生措置などレジオネラ属菌の繁殖防止についても指導する。

なお、大会期間中は営業施設の利用者数の一時的な増加等の事情による衛生水準を勘案し、必要に応じて監視・指導を行うものとする。

(3) 講習会の開催

保健所は、営業施設の営業者等に対する宿舎衛生に係る講習会等を必要に応じて開催するものとする。

5 実績報告

保健所長は、この指針に基づく監視・指導の実施結果については、宿舎衛生監視・指導実施報告書(別記第 1 号様式)により、講習会等の開催結果については、食品衛生対策指針に定める「食品・宿泊衛生講習会の実績」(様式 6)により、それぞれの大会終了後、速やかに新潟県福祉保健部生活衛生課長に報告するものとする。

宿舎衛生監視・指導実施報告書

保健所名 _____

営業施設

種別	宿舎として利用される 対象施設数	監視・指導件数
ホテル		
旅館		
簡易宿所		
季節旅館		
計		